

平成26年第5回廿日市市議会（第4回定例会）条例案新旧対照表

議案第86号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例 の一部を改正する条例	1
議案第87号	廿日市市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	9
議案第88号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び教育長の給 与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第89号	廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例	15
議案第90号	廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例	17
議案第91号	廿日市市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例	19

議案第86号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（通勤手当） 第14条 （略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） （略） （2） 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員（以下これらの職員を「短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア （略） イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,200円</u> ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万2,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万5,800円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万8,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万1,600円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	（通勤手当） 第14条 （略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） （略） （2） 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員（以下これらの職員を「短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア （略） イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,100円</u> ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>6,500円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>9,300円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万2,100円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万4,900円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万7,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万500円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

改正後	改正前
<u>2万4,400円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>2万6,200円</u> サ・シ (略) ス 使用距離が片道60キロメートル以上_____である職員 員 3万3,700円 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (3) (略) (勤勉手当) 第24条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎	<u>2万3,300円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>2万6,100円</u> サ・シ (略) ス 使用距離が片道60キロメートル以上<u>65キロメートル未満</u>である職員 3万3,700円 セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 <u>3万5,700円</u> ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 <u>3万7,700円</u> タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 <u>3万9,700円</u> チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 <u>4万1,700円</u> ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 <u>4万3,700円</u> テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 <u>4万5,700円</u> ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 <u>4万7,700円</u> ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 <u>4万9,700円</u> (3) (略) (勤勉手当) 第24条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎

改正後	改正前
額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額	額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>を乗じて得た額の総額

改正後	改正前
(住居手当) 第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下_____同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料の職員用宿舎を貸与され、それに対する使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。） (2) (略) 2 前項第1号に掲げる職員に支給する住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。 (1) <u>月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額</u> (2) <u>市内において自ら居住するため住宅を借り受け、月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が2万4,000円を超えときは、2万4,000円）を1万1,000円に加算した額</u> (3) <u>市外において自ら居住するため住宅を借り受け、月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万2,000円を超えときは、1万2,000円）を1万1,000円に加算した額</u> 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する住居手当の月額は、前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、前項第2号	(住居手当) 第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。<u>次号において同じ。</u>）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料の職員用宿舎を貸与され、それに対する使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。） (2) (略) 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員であつて第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額 ア <u>月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額</u> イ <u>月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額</u> (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

改正後	改正前
<u>及び第3号中「自ら居住するため」とあるのは「配偶者が居住するための」と読み替えるものとする。</u> <u>4 第2項及び前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる職員であつて同項第2号に掲げる職員でもあるものに係る住居手当の月額、第2項及び前項の規定により算出した住居手当の月額の合計額とする。</u> <u>5 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (勤勉手当) 第24条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額	<u>3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (勤勉手当) 第24条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額

改正後	改正前																												
（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額 円</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>377,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>426,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>479,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>542,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>618,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>722,000</td></tr> </tbody> </table> （給与条例の適用除外等） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。	号給	給料月額 円	1	377,000	2	426,000	3	479,000	4	542,000	5	618,000	6	722,000	（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額 円</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>375,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>424,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>477,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>541,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>617,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>721,000</td></tr> </tbody> </table> （給与条例の適用除外等） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。	号給	給料月額 円	1	375,000	2	424,000	3	477,000	4	541,000	5	617,000	6	721,000
号給	給料月額 円																												
1	377,000																												
2	426,000																												
3	479,000																												
4	542,000																												
5	618,000																												
6	722,000																												
号給	給料月額 円																												
1	375,000																												
2	424,000																												
3	477,000																												
4	541,000																												
5	617,000																												
6	721,000																												

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第8条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。	（給与条例の適用除外等） 第8条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。

議案第 87 号

廿日市市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市特別職報酬等審議会条例（昭和 48 年条例第 12 号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（設置） 第 1 条 市長の諮問に応じ、市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、<u>副市長及び教育長</u>の給料の額（以下「特別職の報酬等の額」という。）について審議するため、廿日市市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 （略）	（設置） 第 1 条 市長の諮問に応じ、市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長<u>及び副市長</u>の給料の額（以下「特別職の報酬等の額」という。）について審議するため、廿日市市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 （略）

議案第 88 号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 ○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 63 年条例第 10 号）【第 1 条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
(給与の額等) 第 3 条 (略) 2・3 (略) 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の190」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。	(給与の額等) 第 3 条 (略) 2・3 (略) 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の190」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の205</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。

改正後	改正前
（給与の額等） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の197.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の212.5</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。	（給与の額等） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の190</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。

改正後	改正前
（通勤手当等） 第4条 教育長には、通勤手当及び期末手当を職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の190」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。	（通勤手当等） 第4条 教育長には、通勤手当及び期末手当を職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の190」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の205</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。

改正後	改正前
（通勤手当等） 第4条 教育長には、通勤手当及び期末手当を職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の197.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の212.5</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。	（通勤手当等） 第4条 教育長には、通勤手当及び期末手当を職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の190</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。

廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市留守家庭児童会条例（平成14年条例第17号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として留守家庭児童会事業（以下「児童会事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。</u> （削る） （削る） （児童会事業を実施する施設の名称等） 第2条 児童会事業を実施する<u>留守家庭児童会</u>の名称、<u>実施場所及び定員</u>は、規則で定める。 （利用対象児童） 第3条 児童会事業を利用することができる児童は、<u>市内の小学校に就学している</u>児童であつて、その保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が労働等により昼間家庭にいないものその他規則で定めるものとする。 （事業内容） 第4条 児童会事業においては、児童の自主性、社会性及び創造性の向上に資する活動<u>並びに児童の健全な育成</u>に必要な活動を行うものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第34条の8の規定に基づき、</u>留守家庭児童会事業（以下「児童会事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。 （児童会事業の目的） 第2条 児童会事業は、<u>小学校に就学している児童であつて、その保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的とする。</u> （事業の主体） 第3条 市は、<u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより、法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として児童会事業を行うものとする。</u> （児童会事業を実施する施設の名称等） 第4条 児童会事業を実施する<u>児童会</u>の名称、<u>実施場所等</u>は、規則で定める。 （利用対象児童） 第5条 児童会事業を利用することができる児童は、<u>留守家庭児童会を実施する市内の小学校の第1学年から第3学年までに在学する児童であつて、その保護者</u>が労働等により昼間家庭にいないものその他規則で定めるものとする。<u>ただし、児童の健全育成上市長が必要と認める場合は、第4学年から第6学年までに在学する児童であつても、児童会事業を利用することができるものとする。</u> （事業内容） 第6条 児童会事業においては、児童の自主性、社会性及び創造性の向上に資する活動<u>及び第2条の目的を達成するために必要な活動を行うものとする。</u>

改正後	改正前
(利用の承認等) <u>第5条</u> 児童会事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に利用の申込みを行い、その承認を受けなければならない。 <u>2</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないことができる。 ―― (1) <u>第3条に規定する児童に該当しないとき。</u> (2) <u>利用を希望している留守家庭児童会が定員に達しているとき。</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、児童会事業の運営上支障があると認めるとき。</u> (利用料の納付等) <u>第6条</u> (略) 2・3 (略) 4 第1項に規定する利用料には、<u>第4条に規定する活動に必要な経費として現に要する実費は、含まれないものとする。</u> (利用の取消し等) <u>第7条</u> 市長は、<u>第5条第1項の規定により承認を受けた保護者又は当該承認に係る児童が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による利用の承認を取り消し、又は利用を一時停止することができる。</u> (1) <u>第3条に規定する児童に該当しなくなったとき。</u> (2) (略) (3) <u>前2号に掲げるもののほか、児童会事業の運営上必要と認めるとき。</u> (委任) <u>第8条</u> (略) 附 則 1～3 略 (削る)	(利用の申込み) <u>第7条</u> 児童会事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に利用の申込みを行わなければならない。 <u>2</u> 市長は、<u>前項の規定により申込みがあった場合において、当該児童が第5条に規定する児童に該当するときは、児童会事業の利用を承認するものとする。</u> (利用料の納付等) <u>第8条</u> (略) 2・3 (略) 4 第1項に規定する利用料には、<u>第6条に規定する活動に必要な経費として現に要する実費は、含まれないものとする。</u> (利用の取消し等) <u>第9条</u> 市長は、<u>児童会事業の利用の承認を受けた児童又はその保護者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用</u>の承認を取り消し、又は利用を一時停止することができる。 (1) <u>第5条の規定</u>に該当しなくなったとき。 (2) (略) (3) <u>その他</u> 児童会事業の運営上必要と認めるとき。 (委任) <u>第10条</u> (略) 附 則 1～3 (略) <u>4</u> <u>大野町及び宮島町の編入の日から平成18年3月31日までの間は、旧大野町及び旧宮島町の区域内にある児童会事業の利用料については、第8条の規定にかかわらず、旧大野町の例又は旧宮島町条例の例による。</u>

議案第 90 号

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 17 号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（出産育児一時金） 第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40 万 4,000 円</u> を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに <u>1 万 6,000 円</u> を上限として加算するものとする。	（出産育児一時金） 第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>39 万円</u> を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに <u>3 万円</u> を上限として加算するものとする。

改正後	改正前
(受給資格者)	(受給資格者等)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる乳幼児を養育している者の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、受給資格者としなない。ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど乳幼児を養育している者に特別な事情があると市長が認めたときは、この限りでない。	3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる乳幼児を養育している者の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、受給資格者としなない。ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど乳幼児を養育している者に特別な事情があると市長が認めたときは、この限りでない。
(1) 養育している乳幼児が0歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の前年の所得(1月1日から <u>6月1日</u> までの間に出生した場合にあつては、前前年の所得)	(1) 養育している乳幼児が0歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の前年の所得(1月1日から <u>5月31日</u> までの間に出生した場合にあつては、前前年の所得)
(2) 養育している乳幼児が1歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の所得(1月1日から <u>6月1日</u> までの間に出生した場合にあつては、前年の所得)	(2) 養育している乳幼児が1歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の所得(1月1日から <u>5月31日</u> までの間に出生した場合にあつては、前年の所得)
(3) 養育している乳幼児が2歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の翌年の所得(1月1日から <u>6月1日</u> までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の所得)	(3) 養育している乳幼児が2歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の翌年の所得(1月1日から <u>5月31日</u> までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の所得)
(4) 養育している乳幼児が3歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の2年後の所得(1月1日から <u>6月1日</u> までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の翌年の所得)	(4) 養育している乳幼児が3歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の2年後の所得(1月1日から <u>5月31日</u> までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の翌年の所得)
(5) 養育している乳幼児が4歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の3年後の所得(1月1日から <u>6月1日</u> までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の2年後の所得)	(5) 養育している乳幼児が4歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の3年後の所得(1月1日から <u>5月31日</u> までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の2年後の所得)
(6) 養育している乳幼児が5歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属す	(6) 養育している乳幼児が5歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属す

改正後	改正前
る年の4年後の所得（1月1日から<u>6月1日</u>までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の3年後の所得） (7) 養育している乳幼児が6歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の5年後の所得（1月1日から<u>6月1日</u>までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の4年後の所得） 4・5 （略）	る年の4年後の所得（1月1日から<u>5月31日</u>までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の3年後の所得） (7) 養育している乳幼児が6歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の5年後の所得（1月1日から<u>5月31日</u>までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の4年後の所得） 4・5 （略）

